

## 公益社団法人広島県薬剤師会県薬賞等選考規程内規

- ・ 県薬賞授賞者の年齢算定基準は、原則として会員歴20年以上で満50才以上の者とする。 (註参照)
- ・ 県薬功労賞授賞者の年齢算定基準は、原則として会員歴15年以上で満45才以上の者とする。
- ・ 県薬賞授賞者選考から洩れた者で、県薬功労賞授賞候補者として推せんのない者は自動的に県薬功労賞候補者としない。
- ・ 同一推せん人が同一の者を県薬賞、県薬功労賞各々に推せんした場合は無効とする。
- ・ 県薬賞授賞候補者で県薬功労賞既受賞者は、功労賞受賞後5年以上経過した者とする。
- ・ 県薬有功賞授賞候補者の年齢算定基準は、満71才以上の者とする。
- ・ 薬事功労による授賞者（叙勲等・大臣表彰）、日薬各賞受賞者は、各賞の対象としない。

### 附 則

この内規は、昭和60年4月27日に制定し、昭和60年4月27日から施行する。

### 附 則

この内規は、昭和63年2月27日に一部改正し、昭和60年4月1日から施行する。

### 附 則

この内規は、平成19年4月19日に一部改正し、平成19年4月19日から施行する。

### 附 則

この内規は、平成26年2月27日に一部改正し、平成26年4月1日から施行する。

(註) 授賞者の年齢算定基準は、表彰年次の前年度末現在日とする。

(例 平成26度授賞者については、平成26年3月31日現在日とする。)